

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法について

平成18年4月1日
機 構 長 決 定

大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）第5条第2項に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

- 1 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、（2）の方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構が保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。
 - （1）当該文書又は図画（法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、（2）に規定するもの）の閲覧
 - （2）大学共同利用機関法人自然科学研究機構における情報公開に係る開示方法及び手数料について（平成18年4月1日機構長決定）の2（1）に掲げる方法による交付
- 2 本決定は、平成18年4月1日から実施する。